

千葉県VOC対策アドバイス要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、中小企業者に対し、VOC（条例第2条第1号に規定する揮発性有機化合物をいう。以下同じ。）の使用実態に応じた効果的なVOC対策を実施できるよう、技術的な観点からのアドバイスを行うことにより、VOCの排出及び飛散の抑制に向けた自主的取組を支援することを目的とする。

(アドバイスの対象者)

第2条 この要綱によるアドバイスは、条例第2条第2号に規定する県の区域内（以下「県の区域」という。）に工場又は事業場（以下「事業所」という。）を有する事業者のうち、資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人以下の会社若しくは個人（以下「アドバイス対象者」という。）を対象とする。

(アドバイスの内容)

第3条 知事は、アドバイス対象者からの依頼に応じて、職員を派遣し、事業所内のVOCの取扱現場においてVOCの使用実態を把握するとともに、VOCの簡易な濃度測定を行い、工程管理の改善、原材料の転換等のVOCの排出及び飛散の抑制対策（以下「VOC対策」という。）に関するアドバイスを行うものとする。

(アドバイスの依頼手続)

第4条 VOC対策のアドバイスを受けようとするアドバイス対象者は、VOC対策アドバイス依頼書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、アドバイス対象者からの依頼に基づき、VOC対策のアドバイスが必要であると認めるときは、当該アドバイス対象者に対し、職員派遣通知書（別記第2号様式）により、職員の派遣についての通知をするものとする。

(アドバイス等の通知)

第5条 知事は、VOCの測定結果及びVOC対策のアドバイスについては、VOC対策アドバイス通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(費用負担)

第6条 知事は、職員派遣、VOC測定及びアドバイスに係る費用を負担するものとする。

(VOC対策の報告)

第7条 アドバイスを受けたアドバイス対象者は、アドバイスを参考に講じるVOC対策について、知事に報告するよう努めるものとする。この場合において、知事への報告は、VOC対策取組報告書（別記第4号様式）によるものとする。

2 アドバイスを受けたアドバイス対象者（条例第2条第3号に規定する揮発性有機化合物排出事業者を除く。）は、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則（平成19年千葉県規則第91号）第3条第1項に規定する自主的取組計画書を知事に提出するよう努めるものとする。

（県の区域外事業者への支援）

第8条 県の区域外に存する事業所を有する第2条の規模に該当する事業者からアドバイスの要望があった場合は、知事は当該事業者の存する市の長と連携して、当該事業者を支援することができる。

（事務局）

第9条 この要綱の事務手続は環境生活部大気保全課において行う。

附 則

この要綱は、平成20年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月13日から施行する。